

# 近隣センター ご利用案内

この冊子には、近隣センターのご利用方法や使用の決まりが  
記載されています。  
大切に保管してください。

平成29年5月改訂

発行  
柏市 地域支援課

お問い合わせ  
地域支援課 または各近隣センターまで  
04-7167-1126

## もくじ

<b>1 近隣センターとは</b> <b>P. 3</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・開館時間</li><li>・休館日</li><li>・施設の種類と貸出区分</li><li>・利用者の種類</li></ul>
<b>2 団体登録をする</b> <b>P. 6</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・登録手続きの方法</li><li>・登録にあたっての注意事項</li><li>・申請書に記載された内容について</li><li>・登録内容の変更，団体の解散</li><li>・有効期間の更新</li><li>・登録番号，パスワードを忘れてしまったら</li></ul>
<b>3 施設を利用する</b> <b>P. 8</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共施設予約システムについて</li><li>・施設の使用申込み方法</li><li>・申込みにあたっての注意事項</li><li>・当日の利用手続き</li><li>・キャンセルについて</li><li>・非登録団体の利用</li><li>・個人での利用</li><li>・よくあるご質問</li></ul>
<b>4 使用のきまり</b> <b>P. 15</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ご来館にあたって</li><li>・施設のご利用にあたって</li><li>・火気の使用，飲食，ポスター掲示，チラシ設置について</li><li>・小中学生に対する施設の貸出について</li></ul>
<b>5 資料</b> <b>P. 17</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・近隣センター一覧</li><li>・活動大分類小分類コード表</li><li>・困ったときに最初に見るページ</li></ul>

### ●柏市公共施設予約システム●

<https://shisetsu-reserve.city.kashiwa.lg.jp/web/>

団体名	
利用者番号	
パスワード	

# 1 近隣センターの概要

近隣センターは、コミュニティ活動の拠点として整備された施設です。  
お互いにきまりを守って、よりよい市民の自主的な活動の場として活用しましょう。

## (1)開館時間

午前9時～午後9時

## (2)休館日

・年未年始（12月29日～1月3日）

・毎月第3月曜日

（柏中央近隣センターは原則毎月第3月曜日。祝日の場合は変更）

・施設・設備点検、館内清掃などの臨時休館日

## (3)施設の種類の貸出区分(沼南を除く)

※沼南近隣センターの和室・多目的ホール・音楽室は、他の貸出区分と異なります。

p.26 をご覧ください。

施設名		貸出区分(単位) <sup>※1</sup>					
和室 茶室 会議室 多目的ホール 音楽室		9:00～12:00	12:00～15:00	15:00～18:00	18:00～21:00		
料理実習室 工芸室 <sup>※2</sup>		9:00～13:00	13:00～17:00		17:00～21:00		
陶芸室 <sup>※3</sup>		9:00～13:00	13:00～17:00		X		
体育室	平日	9:00～ 11:00	11:00～ 13:00	13:00～ 15:00	15:00～ 17:00	17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
	土・日 祝日	9:00～ 11:00	11:00～ 13:00	13:00～17:00 【個人開放】		17:00～ 19:00	19:00～ 21:00
体育室の 特例	西原	利用時間は 17:00 までです。					
	田中	火曜日～金曜日の 15:00～17:00 はご利用できません。（田中中学校の休業日を除く）					
	根戸	火曜日、木曜日の 15:00～17:00 はご利用できません。（富勢中学校の休業日を除く）					
柏ビレッジ テニスコート		9:00～ 11:00	11:00～ 13:00	13:00～ 15:00	15:00～ 17:00	17:00～ 19:00	X
		※6月～7月は 19:00 まで、11月～1月は 15:00 まで、その他期間は 17:00 まで開場しています。 ※天候により休場することがあります。					

※1 利用時間には、準備・後片付け・清掃などの時間を含みます。

※2 陶芸窯をご利用になる場合は、柏中央近隣センター窓口で直接お申込みください。

※3 使用は、新富近隣センターで開講する陶芸教室の修了者に限ります。陶芸室・陶芸窯をご利用になる場合は、窓口で直接お申込みください（開場日：新富近隣センターの休館日を除く月曜日から土曜日）。

### ①「個人開放」とは

体育室を「児童・生徒の居場所づくり，親子のふれあい」の場とする目的で，個人に対し無料で開放する時間帯のことで，お子様や，お子様と保護者の方でのご利用を優先しています。（お子様等のご利用がない場合は大人の方のご利用を認めています。）

利用方法について詳しくは各センターへお問い合わせください。

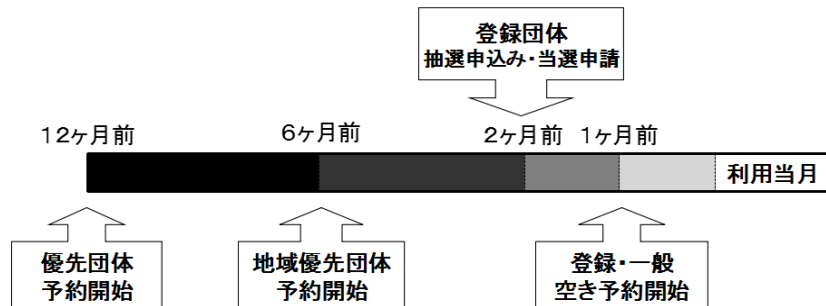
**※この時間帯は事前に予約して使うことはできません。**

開放日	・土曜，日曜，祝日 ・季節長期休暇（夏休み・冬休み・春休み）の一部期間
開放時間帯	午後1時～午後5時
使用の申込み	使用日当日の個人開放時間帯に，使用する近隣センター窓口で申込み(台帳へ記入)をしてください。
使用時間	1回につき1時間(準備・後片付けの時間を含む) ※施設の空き状況により，1時間に限り時間を延長することができます。
使用料	無料

**(4)利用者の種類**

近隣センターをご利用できる方には、以下の種類があります。

利用者の種類	特徴
優先団体	市及びその外郭団体，ふるさと協議会連合会などの団体。 1 2か月前からの空き予約ができます。
地域優先団体	各地域のふるさと協議会，社会福祉協議会，町会・自治会などの住民自治組織など，地域社会への貢献を目的とする団体 6か月前からの空き予約ができます。
登録団体	5名以上で構成し，半数が市民の団体 ・抽選参加（登録した1館対象）と空き予約ができます。 ・公共施設予約システム（以下「予約システム」といいます）により，利用者端末，インターネット，携帯電話で申請ができます。
一般団体 （市内・市外）	構成員が2名～4名，または構成員の過半数が市民以外の団体 ・空き予約ができます（抽選申込みはできません）。 ・市外団体の使用料は通常2倍です。 ・予約システムにより，利用者端末，インターネット，携帯電話での申込みができます。
営利団体 （市内・市外）	株式会社，有限会社，合名会社，合資会社，合同会社 ・空き予約ができます（抽選申込みはできません）。 ・市内営利団体の使用料は通常3倍，市外営利団体は4倍です。 ・予約システムにより，利用者端末，インターネット，携帯電話での申込みができます。
非登録団体 （市内・市外）	登録が認められていない団体，希望しない団体，手続き中の団体 ・空き予約が利用できます。 ・市外団体の使用料は通常2倍です。
個人	使用する当月分の空き予約を受け付けます。 ・市民以外の方の使用料は通常2倍です。



❗ 「市内団体・市外団体」の区別について

《趣味的なサークル等の場合》

団体登録時に届出た構成員名簿のうち，半数以上が市内在住である団体⇒市内団体  
 // 過半数が市内在住でない団体⇒市外団体

《法人の場合》

登記上の本社・本店の住所が市内である法人⇒市内団体  
 // 市内でない法人⇒市外団体

## 2 団体登録をする

### (1)登録手続きの方法

近隣センターを継続的、定期的にご利用になる趣味的なサークルをはじめ、以下のような団体が、登録することができます。

	登録団体	一般団体	営利団体
登録要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成員が5人以上</li> <li>・市内在住の方が半数以上</li> <li>・抽選申請を希望する特定の1センターに登録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録団体の要件を満たさない（構成員が2～4名、または半数以上が市外）</li> <li>・特定の1センターに登録しない（抽選を利用しない）</li> </ul>	株式会社，有限会社，合名会社，合資会社，合同会社
	営利を目的とした活動で使用しない。⇒p.10①「営利目的」		
登録申請先	抽選参加を希望する1センター	主に使用が予定される1センター	
	※ひまわりプラザ（沼南近隣センター）の大ホールは、他の施設とは別に登録が必要です。		
登録申請できる人	団体の代表者で、満16歳以上の方		センターとの連絡担当者となる方
登録申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣センター団体登録申請書</li> <li>・構成員名簿</li> <li>・代表者の身分を証明する書類（運転免許証，健康保険証，パスポート，学生証等）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣センター団体登録申請書</li> <li>・法人の所在を証明する書類（登記簿謄本の写し，会社概要等）</li> <li>・申請者の身分を証明する書類（運転免許証，健康保険証，パスポート，社員証等）</li> </ul>
受付時間	休館日(毎月第3月曜日)，年末年始を除く 午前9時～午後9時(柏中央近隣センターを除く) ※柏中央近隣センターの休館日は原則毎月第3月曜日（祝日に当たる場合は変更），年末年始		
登録の有効期限	登録日から3年間 ※更新手続きが必要です⇒p.7(5)		
団体登録決定通知書の発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターから指定された日以降に，申請書を提出したセンター窓口でお受け取りください。（おおよそ1週間）</li> <li>・登録内容に間違いがないか，必ずご確認ください。</li> </ul> <p>※営利団体の登録申請にあたっては，場合によって使用目的に関する資料の提出をお願いすることがあります</p>		

## (2)登録にあたっての注意事項

- ①NPO団体・公益法人は、登録団体または一般団体として登録ができます。  
この他の法人は、原則として非登録団体となります。
- ②登録は、**同一団体につき、1センターに限り行うもの**とします。  
**※重複しての登録や複数のセンターへの登録はできません。団体の名称が異なっても活動内容が同様に構成員の半数以上が同一であれば、同一団体とみなし、登録できません。**
- ③不正に団体登録を受けた場合や使用方法に不正があった場合には、登録の取消、または登録の効力を停止させていただくことがあります。
- ④主たる構成員が子どもであっても、代表が16歳以上であれば登録することができます。ただし**代表が講師となり生徒を募集して塾・教室のような形式をとる場合には登録できません**。使用にあたっては、16歳以上の者や保護者がつくことが必要です。  
⇒p.16(4)

## (3)申請書に記載された内容について

- ①団体登録申請書に記載のあったパスワード(暗証番号)、団体名(住所・電話番号)、代表者名、連絡者(氏名・住所・電話番号)、活動内容等をシステムに登録します。
- ②登録申請書に記載された字体が予約システムで取り扱うことが困難なときは、類似する標準文字で登録させていただきます。
- ③団体登録申請書に記載された情報は、近隣センター窓口でサークル等をお探しの市民の方に情報提供することができます。団体情報の公開をご希望の場合は、申請書裏面の「はい」にチェックを入れ、必要事項を記入してください。
- ④登録によって得られる個人情報、個人情報保護条例の規定が適用され、近隣センター予約及び団体情報の公開に関する以外に利用されることはありません。

## (4)登録内容の変更・団体の解散

登録団体等は、団体登録申請書に記載した事項に変更(団体名の変更、代表者の変更、構成員の変更等)が生じたとき又は団体の解散などで登録の取消を受けようとするときは、申請者の身分証明書をご持参の上、登録手続きを行ったセンター窓口で届出を行ってください。

登録館の変更を行う場合は、変更先の近隣センター窓口へ届け出てください。

## (5)有効期間の更新

団体登録の有効期間は、**登録日から3年間**です。

期限を迎える3ヶ月前から注意のメッセージが予約システム画面上に表示されます。有効期限内に①**代表者の身分を証明できるもの(代理の方は身分証明書の写し)**と②**最新の構成員名簿を持って、登録した近隣センター窓口で「団体登録有効期限更新確認書」を記入してください。**その際、登録内容に変更がありましたら、あわせて「団体登録変更届出書」の記入もお願いいたします。

※構成員が変わらない場合でも、変化がないことを確認するため、名簿の提出をお願いしております。

**※団体登録関係書類は、有効期限が切れてから1年後に破棄します。**

## (6)登録番号・パスワード(暗証番号)を忘れてしまったら

代表者の身分を証明できるものを持って、登録している近隣センターまたは地域支援課窓口にお越しください。提出時の構成員名簿に記載されている方でも結構です。

### 3 施設を利用する

#### (1) 公共施設予約システムについて

登録団体・一般団体・営利団体は、予約システム（利用者端末、インターネット、携帯電話）により、次の手続等を行うことができます。システムの操作方法については別冊マニュアルをご覧ください。

団体の種類と予約システムで利用可能な機能

利用可能な機能		団体の種類	登録団体	一般団体 営利団体	非登録団体 個人
空き状況の確認			○	○	○
抽選	申込み		○	×	×
	確認		○	×	×
	当選申請		○	×	×
予約	申込み		○	○	×
	確認		○	○	×
当選申請・予約のキャンセル※1			○	○	×
メールお届けサービス申込み※2			○	○	×

※1 システム上でのキャンセルは使用日の6日前までとなります。⇒p.10(5)

※2 事前にメールアドレスを登録する必要があります。

予約システムご利用時間

ご利用機器		ご利用可能日	ご利用時間
利用者 端末	本庁舎・沼南庁舎 近隣センター (西原近隣センター体育室を除く) 中央公民館 中央体育館、沼南体育館、 富勢運動場、塚崎運動場、 逆井運動場、宮田島運動場、 手賀の丘公園運動場、 大津ヶ丘中央公園、柏の葉庭球場、 松葉第二近隣公園庭球場、 しいの木台公園運動場	年末年始、休館 日を除く毎日	午前9時～午後5時15分  午前9時～午後9時
	インターネット（パソコン、スマート フォン、タブレット端末） 携帯電話	年末年始を 除く毎日	午前9時～午後11時



**(2)施設の使用申込み方法(登録団体, 一般団体, 営利団体)**

※ひまわりプラザ(沼南近隣センター)の大ホールのご利用方法は、別冊の利用手引きをご覧ください。

※非登録団体, 個人での利用方法は p.11 をご覧ください。

団体の種類			期日	手続き	申し込み可能回数	
登録	一般	営利				
↓	↓	↓	使用月の2ヶ月前の 2日～15日 ※1月は4日～15日	<b>抽選申込み</b> 【登録センターのみ】	希望の施設(部屋), 日時を指定して お申し込みください。	5単位
			使用月の2ヶ月前の 16日	<b>抽選</b>	コンピュータにより抽選 します。	
			使用月の2ヶ月前の 17日～23日	<b>当選申請</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抽選結果を必ずご確認ください。</li> <li>・当選された方で施設を利用する場合は、<b>期間内に当選申請</b>を行ってください。</li> <li>・当選しても期間内に当選申請をしない場合は、<b>自動的に無効</b>になります。</li> </ul>	抽選結果により、 使用回数 が減る場 合があり ます。
			使用月の1ヶ月前の 1日～末日 ※1月は4日から	<b>予約申込み</b> (前月) 【全センター】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き施設をご確認の上、使用申請を行ってください。</li> </ul>	5単位
			使用する当月の 1日～使用当日 ※1月は4日から	<b>予約申込み</b> (当月) 【全センター】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き施設の使用申請は、先着順で受付ます。</li> </ul>	10単位 (前月申込 単位数含む)
			使用日の 10日前～使用当日	<b>超過申込み</b> 【全センター】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申込単位数の制限はありません。</li> <li>・空き状況を確認の上、申請をおこなってください。</li> </ul>	制限なし

※「単位」とは、各施設の**貸出区分の数**をいいます。

**(3)申込みにあたっての注意事項**

①分割使用できる施設(会議室A・Bなど)の間仕切りは防音性が低いため、大きな音を出される「音出し団体」は、できるだけ全面を使用してください。

⇒p.10①「音出し」について

②使用目的が次のいずれかに該当する場合には、施設を使用することができません。

- ・営利を目的として使用する ⇒p.10①「**営利目的**」に該当するもの
- ・公の秩序、または善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき
- ・施設の管理上、支障があると認められるとき

③陶芸窯をご利用になる場合は、それぞれの(柏中央・新富)該当する近隣センター窓口に直接お申し込みください。

④陶芸室をご利用になる場合は、新富近隣センター窓口に直接お申し込みください。

### ①「音出し」について

「音出し」とは次のいずれかに該当する活動を指します。

- ①大きな声を出す（合唱、詩吟、演劇など）
- ②楽器を使用する（管弦楽器、打楽器など）
- ③音楽を流す（カラオケ等）
- ④その他、他の部屋に聞こえるような音が継続して出る

※分割施設（「会議室A」「会議室B」「会議室A・B」など）は予約をする毎に「音出し」の有無を選択して頂きます。

### ①「営利目的」に該当するもの

- ①利潤を得ることを目的に行う商品の販売・サービスの提供、契約、予約、宣伝行為、興行、特定の商品・サービスの勧誘や宣伝、有償・無償にかかわらず、既存顧客を含む消費者を対象とした自らの事業拡張または販売促進に繋がる講座・相談会
- ②企業については、当該企業の事業内容と同一または関わる活動 ※1
- ③講師が代表となり、近隣センターを会場として使用する教室、講座 ※2、3
- ④参加費として団体運営にかかる費用以上の金額を徴収する活動

※1：企業の場合、外部の方を招かない会議・研修・**面談並びに採用に係る説明会・面接**に限り使用ができます。

※2：ただし②と③については、公益・文化の向上、地域コミュニティに役立つ事業と判断する場合はこの限りではありません。（例：医療法人による健康講座、マンション建設にあたっての近隣住民への説明会など）

※3：自主グループ、非営利活動法人が主催し、会費を徴収して行う講座・学習会・サークル活動は該当しません。

### (4)当日の利用手続き

- ①使用料は、使用日当日にあらかじめ近隣センター窓口で納付してください。  
各施設の使用料は⇒p.17 近隣センター一覽

	市内団体 (構成員の半数以上が市内在住、登記上の住所が市内)	市外団体 (構成員の半数以上が市外在住、登記上の住所が市外)
登録団体	料金表と同額	
一般団体 個人	料金表と同額	料金表の2倍
営利団体	料金表の3倍	料金表の4倍

- ②使用許可通知書と使用報告書をお受け取りの上、ご利用ください。
- ③利用時間の延長は、次の時間に空きがある場合に、**1単位に限り可能**です。利用時間中にお申込みください。
- ④ご利用後は備品の整理、清掃、消灯のうえ、戸締りを確認してください。料理実習室は火元の確認等も忘れずをお願いします。
- ⑤使用報告書を近隣センター窓口へ提出してください。
- ⑥ゴミ類は使用者が持ち帰ってください。

### (5)キャンセルについて

キャンセルする場合には、**使用日の6日前までに**必ず予約システムでキャンセルの手続きを行うか、窓口で「使用中止届出書」を記入し、提出してください。

※使用日の6日前以降に**やむを得ずキャンセルする場合は、使用前日までに**必ず窓口で「使用中止届出書」をご記入ください。**お電話でご連絡いただき、キャンセルした場合であっても、後日書面による届出をお願いします。**

### ① 無断キャンセルのペナルティ

無断キャンセルとは、「使用中止届出書」が提出されないまま施設の利用がないこと」をいいます。以下のように使用を制限させていただきますのでご注意ください。

- ・無断キャンセルが発生：**注意文書**を代表者宛てにお渡しします。
  - ・1年以内に再度無断キャンセルが発生：事実が発生した月の翌々月の1か月間を**使用停止期間**とします（事実発生後の翌月中は猶予期間とし、利用ができません）。
  - ・使用停止期間中は全館を対象に予約が無効となり、新たな予約を入れることはできません。
- また、予約システムで翌月以降の抽選や空き予約をすることもできません。

### (6)非登録団体の利用

団体登録が認められていない団体または登録を希望しない団体、登録手続き中の団体も、一般団体に準じた日程で予約が可能です。

⇒参考:p.9(2)施設の利用申込み方法

※予約システムではご予約いただけません(空き状況の確認は可能です)。

<b>申込期間</b>	使用日の1ヶ月前の1日から使用当日まで※休館日を除く	
<b>方法</b>	①	平日の午前9時から午後5時までの間に、使用を希望する近隣センターの窓口で使用許可申請書に必要事項を記入して申請してください。 ※上記以外の時間帯にお越し頂いた場合は書類預かりのみ
	②	使用許可申請確認書を交付いたします。
	③	使用許可申請確認書を持参のうえ、当日の利用方法に沿ってご利用ください。 ⇒p.10(4)当日の利用手続き
<b>申込回数</b>	前月申込：5単位、当月申込：前月申込単位数含めて10単位 使用日の10日前～使用当日は、申込単位数の制限はありません。	
<b>使用料</b>	別紙料金表のとおり。使用料の計算方法については ⇒p.10(4)当日の利用手続き	
<b>キャンセルの手続き</b>	使用日の6日前までに、申込手続きをしたセンター窓口で、使用許可中止届出書を提出してください。お電話でのキャンセルは承っておりません。書面による届出をお願いしております。 ※無断でキャンセルした場合は、その後の使用が制限される場合があります。⇒p.11 ①無断キャンセルのペナルティ	

### (7)個人での利用

※予約システムではご予約いただけません(空き状況の確認はできます)。

<b>申込期間</b>	使用する月の1日から使用当日まで※休館日を除く	
<b>方法</b>	①	平日の午前9時から午後5時までの間に、使用を希望する近隣センターの窓口で使用許可申請書に必要事項を記入して申請してください。 ※上記以外の時間帯にお越し頂いた場合は書類預かりのみ
	②	使用許可申請確認書を交付いたします。
	③	使用許可申請確認書を持参のうえ、当日の利用方法に沿ってご利用ください。 ⇒p.10(4)当日の利用手続き
<b>申込回数</b>	10単位 使用日の10日前～使用当日は、申込単位数の制限はありません。	
<b>使用料</b>	別紙料金表のとおり。使用料の計算方法については ⇒p.10(4)当日の利用手続き	

## (8)よくあるご質問

お困りの点は地域支援課または各近隣センターへお問い合わせください。

ログイン・操作環境について	
公共施設予約のページが見つかりません。	下記のアドレスからお入りください。 <a href="https://shisetsu-reserve.city.kashiwa.lg.jp/web/">https://shisetsu-reserve.city.kashiwa.lg.jp/web/</a> ※午後11時から翌日午前9時までの間はシステムが稼働していません。稼働時間中にご利用ください。
ログインしようとする「利用者登録番号、またはパスワードが誤っています」というメッセージが出てしまいます。	①ID が0から始まる10桁の番号の場合 ID の下6桁の前に10を付けた8桁を使ってください。 パスワードは変わりません。
	②パソコンをご利用の場合 CapsLock や NumLock がかかっているかをご確認ください。パソコンのキーボード上部等にランプ等が点灯していることがあります。この場合、ご自分が打ち込んでいると思っているものとは違う文字が入力されている可能性があります。パスワード入力のボックス以外の場所（ここに入力しても*印になってしまうため）で、正しいパスワードが入力できているかを確認することをお勧めします。 ※ホームページにメンテナンスのお知らせがないかどうかもご確認ください。
ログインすると有効期間切れのメッセージが表示されます。	団体登録の有効期間は登録から3年となっており、更新が必要です。有効期間が切れても既にとった予約はなくなりませんが、新たな予約や抽選ができません。 団体登録をした近隣センター窓口で、備え付けの「近隣センター団体登録有効期間更新申請書」と構成員名簿を提出してください（構成員名簿は任意様式のものでも結構です）。更新手続きの際は、申請者の身分証明書を持参してください。変更があれば「近隣センター団体変更届出書」を併せて提出してください。
画面を移動したらエラーが出てしまいました。	インターネットブラウザの「戻る」や「進む」を使用すると、エラーになる場合があります。 システム画面内の「一つ前に戻る」「最初に戻る」「戻る」等を使用してください。
公共施設予約システムで、予約・確認の画面から先に進みません。	①公共施設予約システムは JavaScript（ジャバスクリプト）を使用しています。ブラウザの設定については JavaScript を「有効」にしてください。
	②予約・確認をする他の利用者と競合し回線が混み合うことで、画面展開が遅くなることがあります。時間帯をずらして利用してください。
	③ご使用のパソコンの動作環境により、公共施設予約システムが正常に動作しない場合があります。「利用者端末」「携帯電話」を利用してください。

<p>公共施設予約システムが動作するブラウザを教えてください。</p>	<p>以下のブラウザで動作いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Internet Explorer6.0 以上</li> <li>・ Firefox</li> <li>・ Opera</li> <li>・ Google Chrome</li> <li>・ Safari</li> <li>・ 携帯電話の場合、2010年夏モデル以降の機種</li> </ul> <p>あわせて、次の条件もご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JavaScript の実行が有効になっていること</li> <li>・ Cookie の使用許可が有効になっていること</li> <li>・ TLS1.0以上が有効になっていること</li> </ul> <p>(注意) システムのセキュリティ強化に伴い、平成27年4月1日から、一部の古いパソコンや携帯電話等から公共施設予約システムがご利用できなくなっています。新しいバージョンの OS、インターネットブラウザをお使いで、本システムに接続ができなくなった場合は、ブラウザの設定を確認し、「TLS1.0」以降を使用する設定に変更をお願いいたします。</p>
<p><b>抽選について</b></p>	
<p>抽選を申込みしようとしたが、受付期間外となっています。</p>	<p>「予約申込み」の画面ではありませんか？ログイン後に画面上の「抽選申込み」から入ってください。</p>
<p>複数の単位を選択して同時に申し込むとエラーになってしまいます。</p>	<p>お手数ですが、抽選は一単位ずつお申込みください。</p>
<p>抽選申込で当選申請を忘れてしまいました。</p>	<p>毎月17日～23日の間に当選申請の手続きがなかったものは無効となります。お手数ですが、翌月1日（1月は4日）からの空き予約をご利用ください。</p>
<p>希望する近隣センターに抽選申込ができません。</p>	<p>抽選申込は団体登録された1館のみ可能であり、複数の近隣センターに登録することはできません。登録館以外の近隣センターを利用する場合は、空き予約開始日（使用月の1ヶ月前の1日）以降にお申込みください。登録館以外の近隣センターについて抽選申込みを希望する場合は、登録館を変更してください。</p>
<p>抽選の当選確認と申請をしたいのですが、メニューの「抽選申込の確認」をクリックしても出てきません。</p>	<p>当選確認と申請は、メニューの「当選申請」から行います。</p>
<p>既に予約が入っていて申し込みません。</p>	<p>柏市や地域社会への貢献を目的とする優先団体の予約が入っています。予約の内容については、各近隣センターにお問い合わせください。</p>
<p>抽選結果の確認方法がわかりません。</p>	<p>抽選結果は毎月17日から23日までメニュー画面の「当選申請」から確認することができます。「抽選申</p>

	込みの確認」には表示されません。
抽選でなかなか当選しません。どのような抽選方法をとっていますか。	抽選申込みの中からランダムに当選を選んでいきます。
<b>予約申込みについて</b>	
翌々月の予約申込ができません。	翌々月分の申込は「予約」でなく、「抽選」になります。抽選メニューから手続きをしてください。
施設利用申込は最大何単位までできますか？	翌々月分は抽選で5単位まで、翌月分は予約で5単位まで、当月分は前月申込単位数を含めて10単位まで申込みことができます。また、使用日の10日前～当日は単位数の制限を超えて申込みことができます。
近隣センター施設を予約をしようとする、エラーメッセージ（「時間帯制限数」を超過しています）が出てきて予約できません。	単位数の制限を超えていないかご確認ください。
スポーツ施設の予約ができません。	近隣センターの団体登録ではスポーツ施設は予約できません。問い合わせ先もスポーツ課になります。ただし、柏ビレジ近隣センターのテニスコートは近隣センター施設であるため、申込みができます。
予約画面で保守となっているのは何ですか？	施設のメンテナンスが予定されています。詳しくは各近隣センターへお問い合わせください。
<b>利用者情報について</b>	
登録館の変更をするにはどうすればよいですか？	予約システム上では変更ができません。申請者の身分証明書を持参のうえ、変更先の近隣センター窓口で手続きを行ってください。
パスワードがわからなくなりました。	代表者の身分証明書による本人確認が必要です。代表者の身分を証明できるものを持って、登録している近隣センターまたは地域支援課窓口にお越しください。提出時の構成員名簿に記載されている方でも結構です。
<b>その他</b>	
学校や部活動で利用したいのですが、優先的に利用はできますか？	学校の事業については、原則として学校の施設を利用させていただきます。やむを得ない事情がある場合は各近隣センターへご相談ください。
会社で近隣センターの部屋を利用したいのですが。	社内の会議・研修・ <b>面談</b> 、 <b>採用に係る説明会・面接</b> に限り、使用できます。 平成26年4月1日より、一般団体として登録いただき、予約システムから申し込むことが可能です。
営利目的の使用は出来ないと聞きましたが、サークルで会費を集めるのもダメですか？	サークルの会費、講師への謝礼等は営利には当たりません。ただし講師が主催し、生徒募集を行う講座等の場合は営利に該当します。

## 4 近隣センター使用のきまり

使用にあたっては、関係法規やこの近隣センター使用のきまりを必ず守ってください。

### (1) ご来館にあたって

- ・近隣センターは駐車場が手狭です。来館は原則として徒歩、自転車または公共交通機関とし、できるだけ自動車での来館をご遠慮ください。
- ・次の場合は近隣センターへの入館をご遠慮いただくことがあります。

(近隣センター条例第12条の7)

- ①公の秩序を乱す、または保安上危険を及ぼす恐れのあるとき。
- ②他人に危害を及ぼし、または迷惑となる物や動物等を携行するとき。
- ③施設等の管理上支障があるとき。

### (2) 施設のご利用にあたって

- ・施設を使用する場合は次の事を遵守してください。(近隣センター条例第12条の5)

- ①施設への入場者数は定員を超えないこと。
- ②所定の場所以外では火気の使用、飲食をしないこと。  
(火気の使用・飲食は申請書を提出頂き、許可を受ける必要があります。  
詳しくは⇒p.15(3)) ※水分補給、お茶菓子程度の飲食は許可を必要としません。
- ③他人に危害を及ぼし、または迷惑となること。
- ④騒音を発したり暴力をふるう等他人の迷惑物や動物等を携行しないこと。
- ⑤施設その他を破損・汚損する行為をしないとなる行為をしないこと。
- ⑥物品等の予約・販売をしないこと。
- ⑦許可を受けずにポスター・チラシ等の掲示・配布をしないこと。  
(申請書を提出頂き、許可を受ける必要があります。詳しくは⇒p.15(3))
- ⑧職員や管理人の指示に違反する行為をしないこと。

- ・体育室は運動靴を持参し、履き替えてご利用ください。
- ・武道・格闘技の活動は、全近隣センターについて和室をご利用いただくことができません(畳の損傷が激しいため)。体育室・多目的ホール等、他の施設をご利用ください。
- ・間仕切りは防音性が低いため、お互いにマナーを守ってご利用ください。
- ・設備等の破損は職員または管理人に報告してください。故意又は重大な過失がある場合、修理費を弁償していただきます。

### (3) 火気の使用、飲食、ポスター掲示、チラシ設置について

- ・上記についてはセンターの許可が必要です。申請書を提出の上、許可を受けてください。
- ・ポスターの掲示、チラシの配布について、内容・タイトルに以下の事項を含むものは預かることができません。

- ①利潤を得ることを目的とするもの
- ②指導者・講師として生徒を募集するもの
- ③特定の政治思想・宗教に関するもの
- ・全センター分を一括して預かることもできます。23館分に分けたものを地域支援課へお持ちいただき、申請書をご記入ください。預かる基準は以下の通りです。
  - ①柏市あるいは柏市教育委員会の後援を受けているもの
  - ②後援を受けている旨がポスター・チラシ上に記載されているもの

#### **(4)小中学生に対する施設の貸し出しについて**

- ・小中学生のみでの単独での貸出はできません。保護者等の同伴者が必要です。ただし、次の場合はご使用いただけます（使用料は無料です）。
  - ①個人開放による使用の場合。
  - ②空き時間に卓球等で一時的に使用する場合。（一部センターのみ）
- ・料理実習室を子どもが利用する場合は、包丁、火気等に対する安全配慮の点から、保護者が必ず同席するものとします。

その他、センター職員、管理人の指示に従ってください。



## 5 資料

### 近隣センター一覧

(柏市ウェブサイトにも詳しいご案内がありますのでご覧ください。)

田中近隣センター		TEL:04-7133-1000	
住所 柏市大室249-1		登録コード 01	
主な施設 出張所・図書館分館 使用料			
施設	定員	1単位の時間	使用料(円)
体育室	—	2	1,850
和室1	20	3	200
和室2	30	3	400
和室1・2	50	3	600
会議室A	40	3	400
会議室B	40	3	400
会議室A・B	80	3	800
料理実習室	30	4	930
柏ビレジ近隣センター		TEL:04-7133-8821	
住所 柏市大室1285-1		登録コード 02	
使用料			
施設	定員	1単位の時間	使用料(円)
和室	20	3	200
会議室A	50	3	400
会議室B	10	3	200
料理実習室	15	4	930
テニスコートA	—	2	860
テニスコートB	—	2	860
テニスコートA・B	—	2	1,730
北部近隣センター		TEL:04-7134-1070	
住所 柏市大青田1541-2		登録コード 03	
使用料			
施設	定員	1単位の時間	使用料(円)
体育室	—	2	1,850
和室	20	3	200
会議室	30	3	690
多目的ホール	20	3	690

**西原近隣センター**TEL:04-7154-2000  
04-7152-4883(体育館)

住所 柏市西原3-2-48/西原2-10-62 (体育館)

主な施設 出張所・図書館分館

登録コード 04

使用料

施設	定員	1単位の時間	使用料(円)
和室	20	3	400
会議室A	18	3	400
会議室B	18	3	400
会議室C	24	3	400
会議室A・B	42	3	690
会議室B・C	42	3	690
会議室A・B・C	60	3	990
料理実習室	24	4	930
体育室	—	2	1,850

**布施近隣センター**

TEL:04-7132-3100

住所 柏市布施1196-5

主な施設 図書館分館

登録コード 05

使用料

施設	定員	1単位の時間	使用料(円)
和室1	28	3	400
和室2	20	3	400
和室1・2	48	3	690
会議室A	30	3	400
会議室B	54	3	990
会議室A・B	84	3	1,340
料理実習室	18	4	930

**根戸近隣センター**TEL:04-7131-6098  
04-7132-9247 (体育館)

住所 柏市根戸467-178

主な施設 図書館分館

登録コード 06

使用料

施設	定員	1単位の時間	使用料(円)
体育室	—	2	1,850
和室1	12	3	200
和室2	8	3	200
会議室A	18	3	200
会議室B	50	3	690
会議室C	30	3	400
会議室D	50	3	400
料理実習室	23	4	930

**松葉近隣センター**

TEL:04-7133-2200

住所 柏市松葉町4-1-1

主な施設 出張所・図書館分館

登録コード 07

使用料

施設	定員	1単位の時間	使用料(円)
体育室	—	2	1,850
和室1	20	3	200
和室2	40	3	400
和室3	20	3	200
和室1・2	60	3	600
茶室	12	3	200
会議室A	12	3	400
会議室B	24	3	400
会議室C	10	3	200
会議室A・B	36	3	690
多目的ホール	40	3	400
料理実習室	24	4	930

**豊四季台近隣センター**

TEL:04-7144-1000

04-7148-1666 (体育館)

住所 柏市豊四季台1-1-116/かやの町2-65 (体育館)

主な施設 出張所

登録コード 09

使用料

施設	定員	1単位の時間	使用料(円)
和室1	27	3	400
和室2	12	3	200
和室1・2	39	3	600
茶室	9	3	200
会議室A	87	3	1,340
会議室B	15	3	200
会議室C	30	3	400
料理実習室	18	4	930
体育室(体育館)	—	2	1,850
和室(体育館)	24	3	400
会議室(体育館)	24	3	400

高田近隣センター		TEL:04-7144-9292	
住所 柏市高田693-2		登録コード 08	
主な施設 図書館分館			
使用料			
施設	定員	1単位の時間	使用料(円)
体育室	—	2	1,850
和室1	20	3	400
和室2	16	3	200
和室3	7	3	200
和室1・2	36	3	600
会議室	20	3	400
料理実習室	24	4	1,580
柏中央近隣センター(アミュゼ柏)		TEL:04-7164-4552	
住所 柏市柏6-2-22		登録コード 10	
使用料			
施設	定員	1単位の時間	使用料(円)
和室1	24	3	400
和室2	48	3	400
会議室A	30	3	690
会議室B	30	3	690
会議室C	31	3	400
会議室D	24	3	400
音楽室	40	3	690
料理実習室	25	4	1,580
工芸室	25	4	840
ガス式陶芸窯	—	素焼き	3,190
	—	本焼き	5,550
旭町近隣センター		TEL:04-7144-8900	
住所 柏市旭町5-3-32		登録コード 12	
使用料			
施設	定員	1単位の時間	使用料(円)
体育室	—	2	1,850
和室1	12	3	200
和室2	12	3	200
和室3	48	3	400
和室1・2	24	3	390
会議室A	24	3	400
会議室B	18	3	200
多目的ホール	42	3	400
料理実習室	30	4	930

新富近隣センター		TEL:04-7145-1945	
住所 柏市豊四季945-1		登録コード 11	
主な施設 図書館分館			
使用料			
施設	定員	1単位の時間	使用料(円)
和室1	18	3	400
和室2	18	3	400
和室1・2	36	3	690
会議室	36	3	690
多目的ホール	54	3	1,340
料理実習室	20	4	930
陶芸室	24	4	840
陶芸窯	—	素焼き	1,950
15キロワット	—	本焼き	3,390
新田原近隣センター		TEL:04-7167-1276	
住所 柏市東柏2-2-15		登録コード 13	
主な施設 図書館分館			
使用料			
施設	定員	1単位の時間	使用料(円)
体育室	—	2	1,850
会議室A(旧和室1)	20	3	400
会議室B(旧和室2)	23	3	400
和室1(旧和室3)	9	3	200
和室2(旧和室4)	11	3	200
和室3(旧和室5)	7	3	200
会議室A・B	43	3	690
多目的ホール	57	3	690
料理実習室	25	4	930
※和室を会議室に改修し、平成27年10月より施設名が変更となりました。ご予約の際はご注意ください。			
富里近隣センター		TEL:04-7173-9531	
住所 柏市富里2-4-4		登録コード 15	
使用料			
施設	定員	1単位の時間	使用料(円)
和室1	32	3	400
和室2	12	3	200
和室3	8	3	200
和室1・2	44	3	400
会議室	50	3	990
料理実習室	25	4	930

**永楽台近隣センター**

TEL:04-7163-1201

住所 柏市永楽台2-11-25

登録コード 16

主な施設 図書館分館, 児童センター

使用料

施設	定員	1単位の時間	使用料(円)
和室	32	3	400
会議室A	37	3	690
会議室B	46	3	690
会議室A・B	83	3	1,340
料理実習室	24	4	930

**増尾近隣センター**

TEL:04-7174-7211

住所 柏市増尾3-1-1

登録コード 17

主な施設 出張所, 図書館分館

使用料

施設	定員	1単位の時間	使用料(円)
体育室	—	2	1,850
和室	27	3	400
会議室A	43	3	690
会議室B	25	3	400
料理実習室	30	4	930

**光ヶ丘近隣センター**

TEL:04-7175-0033

住所 柏市光ヶ丘団地200-5

登録コード 18

主な施設 出張所, 図書館分館

使用料

施設	定員	1単位の時間	使用料(円)
和室1	24	3	400
和室2	24	3	400
和室3	12	3	200
和室1・2	48	3	690
会議室A	36	3	690
会議室B	42	3	690
会議室A・B	78	3	1,340
多目的 ホール	36	3	400
料理実習室	23	4	930

**南部近隣センター**TEL:04-7173-1000  
04-7172-9500 (体育館)

住所 柏市新逆井2-5-13 / 南逆井1-20-1 (体育館)

主な施設 出張所, 図書館分館, 南部みんなの広場

使用料

登録コード 19

施設	定員	1単位の時間	使用料(円)
和室1	40	3	690
和室2	20	3	400
会議室A	30	3	690
会議室B	30	3	400
会議室C	30	3	400
会議室A・B	60	3	1,090
会議室B・C	60	3	800
会議室A・B・C	90	3	1,490
料理実習室	20	4	1,580
(体育館) 体育室	—	2	1,850
(体育館) 和室	15	3	200
(体育館) 会議室	10	3	200

**藤心近隣センター**

TEL:04-7176-3700

住所 柏市藤心4-1-11

主な施設 出張所, 図書館分館

使用料

登録コード 20

施設	定員	1単位の時間	使用料(円)
和室	100	3	400
茶室	13	3	200
会議室A	36	3	400
会議室B	36	3	400
会議室A・B	72	3	690
多目的ホール	100	3	1,340
料理実習室	20	4	930

**酒井根近隣センター**

TEL:04-7175-2400

住所 柏市酒井根653-4

登録コード 21

使用料

施設	定員	1単位の時間	使用料(円)
体育室	—	2	1,850
和室1	21	3	200
和室2	21	3	200
和室1・2	42	3	390
茶室	8	3	200
会議室A	24	3	400
会議室B	24	3	400
会議室A・B	48	3	690
多目的ホール	20	3	690
料理実習室	25	4	930

**高柳近隣センター**

TEL:04-7193-1110

住所 柏市高柳1652-10

登録コード 22

主な施設 出張所, 図書館分館

使用料

施設	定員	1単位の時間	使用料(円)
和室1	15	3	200
和室2	15	3	200
和室1・2	30	3	390
会議室A	18	3	400
会議室B	18	3	400
会議室C	12	3	200
会議室D	6	3	200
会議室A・B	36	3	690
多目的ホール	72	3	1,620
料理実習室	20	4	930



住所 柏市柳戸511-11

登録コード 24

使用料

施設	定員	1単位の時間	使用料(円)
和室	8	3	200円
会議室A	16	3	400円
会議室B	16	3	400円
多目的ホールA	67	3	990円
多目的ホールB	58	3	690円

※多目的ホールA（床暖房完備）は下足での利用はできません。  
上履きの持参をお願いします。

住所 柏市大島田440-1

登録コード 23

主な施設 大ホール, 図書館分館

使用料

施設	定員	1単位の時間	貸出区分	使用料(円)	
和室1	20	4	【4時間単位】 9:00~13:00 13:00~17:00 17:00~21:00	520	
和室2	10	4		520	
集会室1	36	4		720	
集会室2	36	4		720	
学習室1	30	4		520	
学習室2	30	4		520	
学習室3	36	4		720	
学習室1・2	60	4		930	
学習室2・3	66	4		1,130	
学習室1・2・3	100	4		1,540	
多目的ホール	100	2		11:00~13:00	570
		または		13:00~15:00	または
		4	15:00~17:00	1,140	
音楽室1	30	4	17:00~19:00	520	
音楽室2	10	4	19:00~21:00	310	
保育室	30	4		520	
大ホール※	528	4		4,840	

※大ホールの登録は、他の施設とは別に利用者登録が必要です。  
また、申込みスケジュール等も他の施設と異なります。  
詳しくは別冊の利用手引きをご覧ください。

## 活動大分類・活動小分類コード表

大分類	小分類	名称
01	00	文化・教養
	01	絵画・彫刻
	02	書道
	03	工芸・手芸
	04	陶芸
	05	囲碁・将棋
	06	写真・映像
	07	演劇
	08	文学・文芸・読書
	09	俳句・短歌・川柳・百人一首・詩吟
	10	茶道・華道
	11	フラワーアレンジメント・園芸
	12	伝統文化の継承・振興
	13	料理・食生活
	14	着付け・作法
	99	その他
02	00	音楽
	01	音楽一般
	02	合唱
	03	吹奏楽・合奏
	04	ピアノ
	05	洋楽器
	06	和楽器
	07	民謡・謡曲
	08	カラオケ・歌謡
	09	音遊び
	99	その他
03	00	舞踊・ダンス・バレエ
	01	日本舞踊・民踊
	02	フラダンス・フォークダンス・民族舞踊
	03	社交ダンス
	04	エアロビクス、ジャズ・創作ダンス
	05	バレエ
	99	その他
04	00	スポーツ(一般)
	01	スポーツ・レクリエーション一般
	02	健康体操・ストレッチ
	03	ヨガ・自彊術・気功・太極拳
	04	武道・格闘技
	05	ランニング・ウォーキング・登山
	06	スイミング
	99	その他
05	00	スポーツ(球技)
	01	バスケットボール
	02	バレーボール
	03	野球
	04	ソフトボール
	05	卓球
	06	テニス
	07	ソフトテニス
	08	ショートテニス
	09	サッカー
	10	フットサル
	11	バドミントン
	12	ターゲット・バードゴルフ

大分類	小分類	名称
05	00	スポーツ(球技)
	13	ソフトバレー・インディアカ
	14	グラウンドゴルフ・ゲートボール
	99	その他
06	00	社会福祉
	01	地域福祉活動
	02	福祉施設・病院訪問
	03	訪問看護・介護・家事援助
	04	高齢者の支援
	05	障害者の支援
	06	母子家庭の支援
	07	障害児の保育・支援
	08	各種福祉ボランティア
	09	高齢者の親睦(老人クラブ等)
	99	その他
07	00	保健衛生
	01	地域の健康づくり
	02	献血
	03	食生活・食品の安全管理
	99	その他
08	00	育児・子育て支援,健全育成
	01	地域活動・PTA
	02	ボーイ・ガールスカウト
	03	自主保育・子育て支援
	04	子どもの健全育成支援・教育
	99	その他
09	00	まちづくり
	01	ふるさと協議会
	02	町会・自治会等
	03	防犯・防災
	04	清掃・地域環境保護
	05	都市・地域交流, 県人会
	99	その他
10	00	生涯学習
	01	生涯学習一般
	02	歴史研究
	03	外国語の習得
	04	パソコン, 情報通信
	99	その他
11	00	環境
	01	環境活動全般
	99	その他
12	00	国際協力
	01	国際交流・平和活動一般
	02	発展途上国への支援, 援助
	99	その他
13	00	男女共同参画社会の推進
	01	男女の共同参画
	99	その他
14	00	経済活動
	01	農業研究
	02	消費生活
	99	その他
99	99	その他

# 困ったときに最初に見るページ

(問合せ件数の多い順)

<p><b>いつ</b> 申し込めるの？</p> <p>使用申込み スケジュール (詳しくは p.9)</p>	<p>【<b>抽選</b>について】 (使用月の<b>2ヶ月前</b>) 抽選申込：使用月の2ヶ月の2日～15日 ※1月は4日～15日 当選申請：使用月の2ヶ月前の17日～23日 ※申請漏れは自動的に無効となります。</p> <p>【<b>予約</b>について】 (使用月の<b>1ヶ月前～当月</b>) 前月予約：使用月の1ヶ月前の1日～末日 ※1月は4日から 当月予約：使用する当月の1日～使用当日 ※1月は4日から</p>
<p><b>いくつ</b> 申し込めるの？</p> <p>使用申込み可能 単位数 (詳しくは p.9)</p>	<p>【<b>抽選</b>について】 (使用月の<b>2ヶ月前</b>) 抽選申込：5単位</p> <p>【<b>予約</b>について】 (使用月の<b>1ヶ月前～当月</b>) 前月予約：5単位 当月予約：前月予約単位数含めて10単位 ※使用日の10日前からは単位数制限なし</p>
<p>今回登録したけど 次回<b>更新</b>は いつなの？</p> <p>有効期限の更新 (詳しくは p.7)</p>	<p>団体登録の有効期限：<b>登録日から3年間</b> 期限を迎える3ヶ月前から予約システム画面上 にお知らせが表示されます。</p> <p>【<b>更新に必要なもの</b>】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①代表者の身分を証明できるもの</li><li>②最新の構成員名簿</li><li>③団体登録有効期限更新確認書</li><li>④団体登録変更届出書 (登録内容に変更がある場合)</li></ol> <p>※上記②③④については最寄のセンターへお問合せください。 ※有効期限の更新は最寄の近隣センター窓口でお願いします。</p> <p>【<b>有効期限が切れてしまうと</b>】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①新たに「抽選」「予約」の申込みができなくなります。</li><li>②既に申込みいただいている「予約」は消えません。</li></ol>
<p>近隣センターは <b>いつ</b> 開いてるの？</p> <p>近隣センターの概要 (詳しくは p.3)</p>	<p>【<b>開館時間</b>】 午前9時～午後9時</p> <p>【<b>休館日</b>】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①年末年始 (12月29日～1月3日)</li><li>②毎月第3月曜日</li></ol> <p>※柏中央近隣センター (アミュゼ柏) は 原則毎月第3月曜日。祝日の場合は変更となります。 詳しい日程はアミュゼ柏HPをご覧ください。</p>